

平成二十一年四月三日受領
答弁第一四五号

内閣衆質一七一第二四五号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧

建物及び大使公邸に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

在ロシア日本国大使館の旧事務所の建物及び大使公邸に係る賃借料は一体契約となっており、御指摘の旧事務所の一部建物を大使公邸の車庫等として使用しているものである。また、現在の大使公邸を引き続き使用するため、先の答弁書（平成二十一年二月二十四日内閣衆質一七一第一二八号）一及び二についてでお答えしたとおり、先方と協議を行ってきており、今般、旧事務所の大半を返却することにつき合意した。